

サイクリスト受入環境整備事業補助金

(趣旨)

第1 この要綱は、県内におけるサイクリストの安全性及び利便性の向上並びにサイクルツーリズムの推進を図るため、市町村、観光協会及び民間事業者等が行うサイクリスト受入環境の整備に要する経費に対し、予算の範囲内でサイクリスト受入環境整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助対象者は、別表に定めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 県税に未納がある者
- (3) その他知事が適当でないと認める者

3 第1項の規定に関わらず、次に掲げる事業を行う場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教もしくは政治的目的のための活動と認められる事業
- (2) 公序良俗に反する事業

(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ジャパンアルプスサイクリングロード（Japan Alps Cycling Projectが令和5年4月に設定した全長878kmの長野県を一周するサイクリングロード）及び地域において設定しているサイクルルートに近接する施設・設備に係るものとし、その区分、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

2 消費税・地方消費税及び振込手数料は補助対象経費に算入しない。

3 補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、サイクリスト受入環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事が定める期限までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5 知事は、前条の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、交付申請者に通知する。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にサイクリスト受入環境整備事業補助金交付申請取下書（様式第2号）の提出をもって知事に申出ることができる。

(変更承認申請等)

第7 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を行う場合は、サイクリスト受入環境整備事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を提出して承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 変更内容が次に掲げるとおり軽微であるとき

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費総額に変更がない又は20%未満の増額又は減額であるとき(補助金の額の増額を伴わないものに限る。)

(3) 補助対象経費を新たに追加するものでないとき

(4) 補助対象経費の配分の変更後、いずれの経費も20%未満の変更であるとき

2 補助事業を中止又は廃止する場合はサイクリスト受入環境整備事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出すること。

3 補助事業の帳簿及び全ての証拠書類を整備するとともに、他の事業と区分して経理することで常にその収支を明らかにし、事業完了日(又は中止若しくは廃止の承認を受けた日)の属する会計年度終了後5年間保管すること。

(実績報告)

第8 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の3月1日のいずれか早い日までに、サイクリスト受入環境整備事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第9 知事は第8の報告を受けた場合、書類審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第10 第9の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、サイクリスト受入環境整備事業補助金補助金交付請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第5の交付決定を行った後において、補助事業の遂行に必要と認められるときは、概算払をすることができる。

3 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、サイクリスト受入環境整備事業補助金補助金概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11 知事は、第7第2項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、この本要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の処分・指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に対して不正、怠慢及びその他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、法令に違反した場合
- 2 知事は、前項による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付日までの期間に応じて、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる。

(財産の管理等)

- 第12 補助事業者は、取得価額又は効用増加額が単価 50 万円以上の機械・器具・備品等（以下「取得財産」という。）については、サイクリスト受入環境整備事業補助金取得財産管理台帳（様式第8号）を備え、事業完了後も善良な管理者の注意により管理し、補助の目的に従って効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産を処分しようとするときは、サイクリスト受入環境整備事業補助金処分承認申請書（様式第9号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項において承認した処分について、収入があったと認めるときは、当該収入額の全部又は一部の納付を命ずることができる。

(宿泊税活用事業であることの表示)

- 第13 補助事業者は、補助事業により実施した事業には、活用事業に係るロゴマーク等の表示要領（令和8年3月27日）に定めるところにより、長野県宿泊税活用事業であることの表示を行うこととする。

(雑則)

- 第14 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

(適用期日)

- 附 則 本要綱は、令和8年5月13日から適用する。

別表（第2条及び第3条関係）事業区分、補助対象者、補助対象経費、補助率及び上限額等

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	上限額
サイクルステーション等拠点整備事業 （サイクルステーション・ゲートウェイ整備）	市町村、観光協会、観光地域づくり団体、県内に本社または営業所を置く事業者	<p>① サイクルステーション（サイクリストに必要な機能を有する休憩施設）の設備整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サイクリストが利用するトイレの整備費 ○貸出し用の空気入れ、工具等の購入経費 ○水分補給設備（自動販売機・飲料水サーバーなど）整備費 ○休憩スペース（屋根付きのテーブル・椅子）の設置経費 ○物品（チューブ・携行食・モバイルバッテリー等）に係る設備経費（棚等） ○必要な情報（マップ・宿泊施設・サイクルステーション・見所・食事・緊急サポート等）を発信する設備の整備費 ○Wi-Fiの設置経費 <p>② ゲートウェイ（出発地点として、必要な機能を備えた主要アクセスポイント（空港・鉄道駅・道の駅等））の設備整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レンタサイクル・シェアサイクル利用設備の整備費 ○必要な情報（マップ・宿泊施設・サイクルステーション・見所・食事・緊急サポート等）を発信する設備の整備費 ○必要な物品（タイヤチューブ・パーツ・携行食など）の販売設備整備費 ○手荷物用ロッカー・着替えスペースの整備費 ○貸出し用の空気入れ、工具等の購入経費 ○シャワー等の設備整備費 ○自転車組立てスペースの整備費 ○ゲートウェイと宿泊施設間での自転車や荷物の託送サービス提供に必要な設備整備費 	2/3 以内 国又は（公社、公団、公庫等の）政府関係機関の補助金等の交付を受けた又は受ける予定の事業は、補助金等相当額を控除した額の 2/3 以内	100 万円

サイクリストにやさしい宿整備事業	県内の宿泊事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○室内（フロント、ロビー、客室等）での自転車預かり・保管サービスの提供設備整備費 ○フロント等での荷物保管サービスの提供設備整備費 ○洗濯設備の整備費 ○自転車など大型荷物を含む宅配サービスの提供に必要な設備整備費 ○自転車の洗車設備の整備費 ○日帰り利用も可能なシャワー設備の整備費 	2/3 以内 国又は（公社、公団、公庫等の）政府関係機関の補助金等の交付を受けた又は受ける予定の事業は、補助金等相当額を控除した額の 2/3 以内	100 万円
サイクルトレイン整備事業	県内民間鉄道事業者（鉄道事業法第 3 条の規定に係る許可を受け県内で鉄道事業を営業者）	サイクルトレイン設備整備 <ul style="list-style-type: none"> ○電車内への固定具設置経費 ○駅へのスロープ等整備費 ○サービスの案内看板整備費 ○利用に当たっての予約システム整備費 ○上記のほか、サイクルトレイン実施に係る設備整備として、知事が必要と認める経費 ○上記により整備した設備の利用促進を目的として実施する広報及び周知に要する経費（周知広報経費） 	2/3 以内 国又は（公社、公団、公庫等の）政府関係機関の補助金等の交付を受けた又は受ける予定の事業は、補助金等相当額を控除した額の 2/3 以内	300 万円 ※うち周知広報経費は 100 万円以内
走行環境整備事業	市町村、国道管理事務所	以下の看板の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ジャパンアルプスサイクリングロード案内看板：直進部案内看板・単路部案内看板 ○注意喚起看板：トンネル注意看板・橋梁部注意看板・急勾配注意看板 ○周辺ルート・施設案内看板：他の周辺ルートを案内する看板、観光地案内看板 	定額	30 万円 (1 基あたり)